

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店向け）

### 第5期協力金の日額単価、対象日数について

#### 1. 協力金の日額単価（まん延防止等重点措置区域内の中小企業の店舗に限ります） 平日と土日の営業内容・組合せによって、協力金日額単価の下限額が変わります。

##### ①通常、20時を超えて夜間時間帯に営業している店舗の場合

###### ア) 酒類を提供している店舗の場合

平日の営業	土日の営業	協力金日額単価の下限 (万円/日・店舗)	
		平日	土日
時短営業	休業又は時短営業（酒類提供なし）	3万円	<u>4万円</u>
（一定の要件を満たす 店舗のみ酒類提供可）	通常営業又は時短営業(酒類提供あり)	3万円	0円
休業	休業又は時短営業（酒類提供なし）	3万円	3万円
	通常営業又は時短営業(酒類提供あり)	3万円	0円
通常営業	休業又は時短営業（酒類提供なし）	0円	3万円

###### イ) 酒類を提供していない店舗の場合

平日の営業	土日の営業	協力金日額単価の下限 (万円/日・店舗)	
		平日	土日
休業又は時短営業	休業又は時短営業	3万円	3万円
	通常営業	3万円	0円
通常営業	休業又は時短営業	0円	3万円

##### ②通常、20時以前に閉店する店舗の場合

###### ア) 酒類を提供している店舗の場合

平日の営業	土日の営業	協力金日額単価の下限 (万円/日・店舗)	
		平日	土日
通常営業又は休業	休業	0万円	3万円

###### イ) 酒類を提供していない店舗

県の要請対象外のため、協力金の支給対象ではありません。

## 2. 対象日数（休業・時短営業日数）の数え方

第5期協力金には、緊急事態措置（令和3年6月1～20日）とまん延防止等重点措置又は県による要請（令和3年6月21日～7月11日）の期間があり、それぞれ要請内容が異なるため、「休業・時短営業日数」を以下の方法で数えて、協力金の申請金額を計算してください。なお、定休日等の店休日は、休業・時短営業日数に含まれません。

### ①緊急事態措置（最大20日間）

6月1日以降の休業・時短営業開始日から6月20日まで、継続して休業・時短営業の要請に応じた日数

### ②まん延防止等重点措置（最大21日間）

平日と土日を分けて日数を数えてください。

#### ア) 平日（月～金曜日）

6月21日から7月11日までの間の平日について、継続して県の要請に応じた日数

#### イ) 土日

6月26日、6月27日、7月3日、7月4日、7月10日、7月11日の6日間のうち、県の要請に応じた日数（継続していることを要しません）

### ③県による要請（最大21日間）

6月21日以降の休業・時短営業開始日から7月11日まで、継続して休業・時短営業の要請に応じた日数

<例> まん延防止等重点措置区域内の店舗の場合：網掛け部が対象の日です。

（○：要請に応じた日、×：要請に応じなかった日、定：定休日）

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
○	○	○	○	○	○	定	×	×	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	
6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
定	○	○	○	○	○	○	定	×	×	○	○	×	○	定	○	○	○	○	○	○

- ・緊急事態措置：6月10日以降の定休日を除く10日間
- ・まん延防止等重点措置：（平日）7月1日以降の定休日を除く6日間  
（土日）6/26、27、7/4、10、11の5日間